

令和7年度調布市ベビーシッター利用支援事業

【事業概要】

対象者	1. 日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者(保護者の仕事や病気、自己実現、学校行事など幅広い理由が対象) 2. ベビーシッターを活用した共同保育(保護者がベビーシッターと一緒に保育を行う)を必要とする保護者 ※いずれも、利用日時点で児童と同居し、市内に住所を有する方				
対象児童	0歳～小学校3年生までのお子様				
対象期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日利用分				
対象利用料	事業者から請求される料金のうち「純然たる保育サービス提供対価」のみ助成対象 ※入会金、会費、交通費、キャンセル料、手数料、保険料、おむつ代等の実費、クーポン・ポイント利用で割引された料金等は助成対象外				
助成金額 上限	児童一人1時間当たり 2,500円(午前7時～午後10時) 3,500円(午後10時～翌午前7時)				
利用時間 上限	児童一人1年度当たり144時間 ※6歳までの未就学児の多胎児は、児童一人1年度当たり288時間				
保育基準	原則、児童1人の保育に対してベビーシッター1人が必要です。 ※保護者とベビーシッターが兄弟姉妹を共同保育する場合や、対象児童と小学生以上の兄弟姉妹と一緒に保育する場合(未就学児の人数分のベビーシッターが必要)は、ベビーシッターが1人で複数の児童を保育する場合も助成対象になる場合があります。				
対象保育者	東京都の定めるベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者(詳細は東京都ホームページをご覧ください)の利用で、要件を満たすベビーシッター(ベビーシッター要件証明書が発行可能な方)				
申請書類	市様式の①②は、市HPからダウンロードもしくは子ども政策課窓口(市役所3階)でお渡しいたします。③④の様式は、ベビーシッター事業者が発行します。 <table border="1"> <tr> <td>市様式</td><td>①助成申請書兼口座振替依頼書 ※申請者と振込口座名義が異なる場合は要押印 ②利用内訳表(令和7年度から新様式)</td></tr> <tr> <td>事業者発行</td><td>③領収書及び利用明細書(コピー可) ④ベビーシッター要件証明書(利用日以前の日付)</td></tr> </table>	市様式	①助成申請書兼口座振替依頼書 ※申請者と振込口座名義が異なる場合は要押印 ②利用内訳表(令和7年度から新様式)	事業者発行	③領収書及び利用明細書(コピー可) ④ベビーシッター要件証明書(利用日以前の日付)
市様式	①助成申請書兼口座振替依頼書 ※申請者と振込口座名義が異なる場合は要押印 ②利用内訳表(令和7年度から新様式)				
事業者発行	③領収書及び利用明細書(コピー可) ④ベビーシッター要件証明書(利用日以前の日付)				
申込方法	助成申請書兼口座振替依頼書及び利用内訳表に必要事項を明記し、必要書類(領収書及び利用明細書・ベビーシッター要件証明書)を添えて郵送もしくは子ども政策課窓口にご持参ください。				

(裏面に続きます)

【利用の流れ】

①契約	東京都の認定事業者から事業者を選び、直接利用契約を行います。その際に「東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」旨を必ずお伝えいただき、対象のベビーシッターの派遣を受けてください。
②利用	ベビーシッターを利用し、利用料を直接事業者にお支払いください。また、事業者からベビーシッター要件証明書の交付を受けてください。
③申請	申請スケジュールに基づき、申請書類を揃えて助成金の申請を行ないます。
④交付	助成金が指定の口座に振り込まれます。

【申請スケジュール】

申請スケジュールは以下の通りです。各期ごとに原則 1 回にまとめてのご申請にご協力ください。

下記申請期限を過ぎても最終申請期限までは受け付けますが、令和 7 年度利用分は、いかなる理由でも最終申請期限(令和 8 年 4 月 10 日)を過ぎた場合は申請できませんのでご注意ください。

事業所都合で領収書等の書類が全て揃えられない場合であっても、その旨ご相談いただいたうえで、提出可能な書類は必ず最終申請期限(令和 8 年 4 月 10 日)までにご提出ください。

申請時期	利用月	申請期限	振込予定日
第 1 期	令和 7 年 4 月～6 月利用分	令和 7 年 7 月 11 日(金)	令和 7 年 8 月末
第 2 期	令和 7 年 7 月～9 月利用分	令和 7 年 10 月 10 日(金)	令和 7 年 11 月末
第 3 期	令和 7 年 10 月～12 月利用分	令和 8 年 1 月 9 日(金)	令和 8 年 2 月末
第 4 期	令和 8 年 1 月～3 月利用分	令和 8 年 4 月 10 日(金)必着	令和 8 年 5 月末

【注意事項】

・本事業は、同一時間の利用に対して、「調布市子育て家庭ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成事業」及びその他の市事業と重複して申請することは出来ません。

・保育の必要性(父母ともに月 48 時間以上の就労が常態等)があるが、小学校や認可保育所に入所していない場合は、ベビーシッターの利用も一部対象となる「幼児教育・保育の無償化による施設等利用給付」の対象になる場合があります。利用前にご確認ください。

・上記の利用月(4～6月・7～9月・10～12月・1～3月)ごとに補助対象保育料と補助上限額(時間数×基準額)との合計を比較して助成額を計算します(利用時間数は上記利用月ごとに合計し、日中・夜間区分ごとにそれぞれ1時間未満切り捨て)。審査の結果、補助申請額と助成額に相違が出る場合がございますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】 調布市ベビーシッター事務センター

☎ 042-481-7285・7286

受付時間:午前8時半から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始を除く)

【申請書類郵送・持参先】

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1

調布市役所 子ども政策課

ベビーシッター担当宛